

## 平成30年度市民協働推進補助金の審査について

### 1 現行の審査方法

#### (1) 審査基準

審査基準は次の5項目で、5段階で評価する。

- ① 社会性の高い公益活動であること (5点×2)
- ② 事業計画及び予算計画に客観性及び現実性があること (5点)
- ③ 事業計画の手段に社会的相当性があり、効果が期待できること (5点)
- ④ 先駆性、独創性、迅速性など、市民公益活動の特性が生かされていること (5点)
- ⑤ ボランティアの適切な活用が期待できること (5点)

※得点は各項目で最低1点、最高5点とする。

ただし、項目①については集計時に得点を2倍する。

#### (2) 得点の集計方法

各審査員の採点結果のうち最高点と最低点を除外した合計点で推薦順位を決定する。

※市民協働推進補助金等審査専門部会6名で審査を行う場合

⇒最高点と最低点をつけた2名の点を除いた、残りの4名の合計点が当該団体の得点となる。

#### (3) 補助額の査定

事業計画書や予算書をもとに補助額を査定する(1事業あたり上限50万円)。

審査基準点については審査当日に決定し、予算額を上回った場合は、予算書の内容をもとに削減可能な費用について減額を行う。

そのうえで、なお予算額を上回る場合は按分により補助額を決定する。

#### (4) 審査結果の公表

審査基準別得点及び合計得点に審議会からのコメントを付して、申込団体全体の平均点とあわせて、全ての応募団体に通知する。

また、採択された補助事業は、横須賀市のホームページで公表する。

### 2 課題

(1) 補助対象可否の最低基準点を定めていないため、年によって選定方法が流動的になってしまい、応募団体に対して選定理由を示せない。

(2) 審査項目の得点が最低1点、最高5点であり、各団体の合計得点に大きな開きが見られず、点数が拮抗した場合に得点差での選定が難しいことがある。

(3) 審査項目の最低点を1点とすることの妥当性。

### 3 今後の対応

最低基準点の設定及び審査基準における各項目の得点の見直しを行い、募集案内に明記することで、補助額の査定に関して透明性を確保する。

平成30年度事業に対する補助金(平成29年度に募集及び審査を実施)から見直しを行う。

#### 4 平成30年度補助対象事業の審査方法（案）

##### （1）審査基準

現行の各審査項目における得点配分を下記のとおりとする。

審査項目	評価	現行	改正（案）
① 社会性の高い 公益活動であること	非常に高い	5×2	20
	どちらかという高い	4×2	14
	普通	3×2	10
	どちらかという低い	2×2	4
	非常に低い	1×2	0
② 事業計画及び予算計画 に客観性及び現実性が あること	非常に客観性・現実性がある	5	10
	どちらかという客観性・現実性がある	4	7
	普通	3	5
	どちらかという客観性・現実性がない	2	2
	全く客観性・現実性がない	1	0
③ 事業計画の手段に 社会的相当性があり、 効果が期待できること	非常に手段に相当性があり、効果が期待できる	5	10
	どちらかという手段に相当性があり、効果が期待できる	4	7
	普通	3	5
	どちらかという手段に相当性がなく、効果が期待できない	2	2
	全く手段に相当性がなく、効果が期待できない	1	0
④ 先駆性、独創性、迅速性 など、市民公益活動の 特性が活かされている こと	非常に活かされている	5	10
	どちらかという活かされている	4	7
	普通	3	5
	どちらかという活かされていない	2	2
	全く活かされていない	1	0
⑤ ボランティアの適切な 活用が期待できること	非常に期待できる	5	10
	どちらかという期待できる	4	7
	普通	3	5
	どちらかという期待できない	2	2
	全く期待できない	1	0
各審査員の持ち点計		30	60

## (2) 得点の集計方法

現行どおりとする。

## (3) 補助額の査定

審査基準に基づき各審査員が採点を行い、各審査員の採点結果のうち最高点と最低点を除いた得点の合計が5割以上の事業を、補助対象とする。

補助対象事業として選定されたものについて、得点順位、事業計画書・予算書をもとに予算の範囲内で補助額を査定する（1事業あたり上限50万円）。

※市民協働推進補助金等審査専門部会6名で審査を行う場合

最高点と最低点をつけた2名の点を除いた、残りの4名の合計点：240点

得点数	120点以上	120点未満
補助対象可否	対象（補助額は予算の範囲内）	対象外

## (4) 審査結果の公表

現行どおりとする。